

令和8年2月16日

豊川駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要である。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場 所	納 期 （履行期限）	見積依頼書 公 告 日	見 積 書 提 出 期 限	見積合わせ の 日 時	防衛省競争 参加資格	備 考
1	産業廃棄物（廃油入廃 ドラム缶）収集運搬処 分役務	陸上自衛隊豊川駐屯地	8.3.31	8.2.16	8.2.25 11時00分	8.2.25 11時00分		総品目総額
			以下余白					

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所

〒442-0061

住 所 愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番

契約機関名 陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊契約班（担当：田中）

電話番号 0533-86-3151（内線：3347）

FAX番号 0533-84-7850

見積依頼書

令和8年2月16日

業者各位

下記により見積書を提出すること。

(納品時の輸送料負担区分=貴社負担)

※ 本案件は各社競争による見積合わせである。

分任契約担当官

陸上自衛隊豊川駐屯地

第308会計隊長 斉藤 貴哉

1 見積に付する事項

(1) 件名

No.	品名	規格	担当	内線
1	産業廃棄物(廃油入廃ドラム缶)収集運搬処分業務	仕様書のとおり	田中	3347
期日までの見積提出を依頼する。(オープンカウンター方式)				
	納期	令和8年3月31日(火)		

(2) 納入場所

陸上自衛隊豊川駐屯地

(3) 決定方式及び契約方式

決定方式: 総品目総額

契約方式: 随意契約(オープンカウンター方式)

(4) 見積書到着期日

令和8年2月25日(水) 11時00分

2 契約予定日

令和8年2月25日(水) 11時00分

3 契約書等作成の要否

契約書を作成する。

別添 産業廃棄物収集・運搬委託契約書(案)及び産業廃棄物処分委託契約書のとおり

4 注意事項

- (1) 「入札及び契約心得」を厳守すること。
- (2) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、見積書に記載ある誓約を同意すること。
- (3) 見積書には、品名、規格、数量、単位、納入場所、納入期日等当方の要求に合致したものを必ず記載すること。
- (4) 今回の品目に該当する愛知県等の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証を有していること。(この際、許可証の写しをFAX等で提出すること。)
- (5) 産業廃棄物処理手順表を提出すること。その際に記載されている業者の収集運搬業及び処分業の許可証を提出すること。(FAX送信可)
- (6) 押印を省略する場合は、必ず住所、会社名、代表者役職及び氏名、担当者の氏名及び連絡先を記入すること。
- (7) 押印される場合は、必ず住所、会社名、代表者役職及び氏名を記入し、社印・代表者印を押印すること。
- (8) 見積書には消費税抜きの金額を記載すること。見積金額に10%に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)が契約金額となる。
- (9) 請求書は、1部(第308会計隊契約班宛)提出すること。
- (10) 納期までに履行出来ない時は、遅延料として遅延1日につき、未納分の金額の1000分の1を徴収する。また、契約解除に伴う違約金は、代金の100分の10を徴収する。
その他契約変更・解除がある場合は速やかに契約担当官に連絡すること。

5 その他

(1) 見積に関しての問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

TEL: 0533-86-3151 FAX: 0533-84-7850

メール: ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

契約担当: 第308会計隊契約班 担当者: 田中

内線: 3347

(2) 仕様書に関しての問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

TEL: 0533-86-3151

仕様書担当: 豊川駐屯地 業務隊 担当者: 庄山

内線: 3198

産業廃棄物処理手順表

(陸上自衛隊豊川駐屯地)

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

廃棄物処理手順

1 件名 産業廃棄物(廃油入廃ドラム缶)収集運搬処分役務

規格 仕様書のとおり 要求番号 5RRA1AR0028

2 処理手順

排出事業所	陸上自衛隊豊川駐屯地	該当する収集・運搬許可証の県等に○印を、 その他に該当する場合はその旨を記入。
↓		
収集・運搬業者	_____	許可証 愛知県 豊川市 その他 () ()
↓		
中間処理業者	住所 代表者名 _____ 処理範囲 _____ 処理方法 _____ 処理能力 _____ 処理住所 _____	
↓		
最終処分業者	住所 代表者名 _____ 処理範囲 _____ 処理方法 _____ 処理能力 _____ 処理住所 _____	

調達要求番号：5RRA1AR0028

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
産業廃棄物（廃油入廃ドラム缶） 収集運搬処分役務	作 成	令和8年2月13日
	作成部隊等名	豊川駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊豊川駐屯地において実施する産業廃棄物収集運搬処分役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律第137号）廃棄物処理法施行規則

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、事業者が規定する仕様及び社内規定並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 実施場所

陸上自衛隊豊川駐屯地（以下「駐屯地」という。）食堂北東廃油置場周辺

3.2 役務の内容

本仕様書及び関係法令に基づき産業廃棄物の収集運搬処分を実施する。

3.3 産業廃棄物の種類

種 類	品 名	数 量	単 位
混合廃棄物	廃ドラム缶 ^{a)} ×6缶（1200kg）	1	式
注^{a)} クローズタイプ（200L）に食用油、揚げカス等の混合物（廃油）が堆積したもの。			

3.4 役務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日までの間とし、作業日時の細部は、官側との調整による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める検査実施要領により実施し、産業廃棄物管理票（E票）が官側に届いた後に、書類検査の合格をもって検査完了とする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次によるものとし部数は各1部とする。

- a) 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- b) 産業廃棄物管理票¹⁾
- c) 運搬経路図
- d) その他指示された書類

注¹⁾ 受託者が準備するものとする。

5.2 保全に関する事項

- a) 駐屯地の立ち入りに関しては、当該駐屯地所定の立ち入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う際、駐屯地での行動は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとする。
- c) 受託者は本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用、その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3よる。

5.4 その他

受託者は、産業廃棄物管理票E票を令和8年3月31日までに提出すること。

産業廃棄物収集・運搬委託契約書（案）

収入印紙

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 斉藤 貴哉（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は、

甲の事業所〔排出事業者：分任物品管理官（以下「丙」という。）〕から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり契約を締結する。

（法の順守）

第1条 甲乙及び丙は、処理業務の遂行にあたって産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条 当該委託業務における廃棄物の収集運搬の方法は、下表1のとおりであり乙はこの処理能力を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しを甲に提出する。

表1 収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	許可証のとおり
許可番号	第 号

（委託する産業廃棄物の種類及び数量）

第3条 甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び金額は、下表2のとおりとする。

表2 委託する産業廃棄物の種類及び金額

件名	産業廃棄物（廃油入廃ドラム缶）収集運搬処分役務
種類	仕様書のとおり
規格	仕様書のとおり
金額（税込）	

（輸入廃棄物の有・無）

第4条 輸入廃棄物の有無については、以下のとおりとする。

輸入廃棄物：無

（処分の場所、方法及び処理能力）

第5条 乙は、甲から委託された第3条の産業廃棄物を下表3のとおり処分する。

表3 処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称	
所在地	許可証のとおり
処分の方法	許可証のとおり
施設の処理能力	許可証のとおり

（収集・運搬過程における積替保管）

第6条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第7条 適正処理に必要な情報の提供

1 丙は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する注意事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- (7) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- (8) その他取扱いの注意事項

2 丙は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて適正処理に必要な情報を、乙に提供する。

3 丙は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は、産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

4 丙は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。

5 丙は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を丙に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(甲乙丙の責任範囲)

第8条 乙は、丙から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、事故が生じた場合については、事故の原因が甲丙の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負担する。

4 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲丙の指図又は甲丙の委託の仕方（丙の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

5 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲丙の指図又は甲丙の委託の仕方（丙の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

6 上記によりがたい責任範囲において、損害が発生した場合は、法令等に基づきそれぞれ協議の上処理する。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、この本契約上の義務を他人に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第11条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェストB2票を、中間処分業務については、マニフェストD票の提出をもって業務の終了報告に代えることができる。

(甲丙の義務)

第12条 丙は、処理を委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。万一混入したため委託を受けた業務に重大な支障を生じ、または生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。その際、乙に損害が生じたときは、甲はその賠償の責を負う。

(乙の義務)

第13条 乙は、甲の事業所より第3条に規定する産業廃棄物を搬出する際、甲又は甲の指定した係官の指示に従い搬出するものとする。

2 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を履行するほか、運搬業務に関しては、交通法規を遵守し、事故防止に努めなければならない。

3 乙は、処理完了後直ちにマニフェストを甲に返送するものとする。

(業務の一時停止)

第14条 乙は、丙から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲丙に当該事由の内容及び、甲丙における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲丙はその間は、新たな処理の委託は行わないものとする。

2 甲丙は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な処置を講ずるものとする。

(契約の変更)

第15条 甲は、産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務が完了されるまでの間において必要がある場合は、履行期間、履行場所、数量、仕様書の内容、その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更によりこの契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

3 前項の協議は、乙がその都度直ちに見積書及び理由書等を添え、書面により甲に通知したうえで行うものとする。

(甲の解除権)

第16条 天災地変その他乙の責めに帰し難い理由により乙が役務終了前に契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときは甲はこの契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

2 甲は甲の都合により必要がある場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第17条 乙は甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除措置)

第18条 契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲乙は、次の措置を講じなければならない。

1 乙の責めに帰すべき理由により甲が解除した場合

(1) 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その際の未処理産業廃棄物についての収集・運搬及び処分業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上で、許可を有する他の業者に乙の費用をもって行わせなければならない。

(2) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(3) 上記の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

2 甲丙の責めに帰すべき理由により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の業務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理産業廃棄物を、甲丙自ら甲丙方に運搬し、若しくは甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(損害賠償)

第19条 乙の責めに帰すべき理由により甲が損害を受けたときは、甲は乙に対し支払期日を指定してその賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償額はその額が契約保証金又は違約金の額に満たないときは、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときはその差額を甲は乙から徴収するものとする。

3 乙が損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときは、その期日の翌日から支払をするまでの日数に応じ当該賠償額に対し年3%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

4 甲は第17条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙の生じた損害を賠償しなければならない。

5 第18条の規定による契約の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金)

第20条 甲は、契約解除に当たっては、解除部分に相当する契約保証金を国庫に帰属させ、契約保証金の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は甲に生じた実際の損害額が契約保証金及び違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

3 第20条第3項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(代金の請求及び支払)

第21条 乙は、本役務を終了し最終役務完了検査の完了後、第3条に定める金額に基づき算出し、甲に適法な支払請求書をもって支払請求しなければならない。

2 甲は前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において有する債権とこの契約の債務との対等額につ

いて相殺することができる。

(支払遅延利息)

第23条 甲は、約定期間内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日に適用される、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規程に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(秘密の保持)

第24条 甲乙丙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。当該秘密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲乙丙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(履行期間)

第26条 この契約の履行期間は、 から までとする。
ただし、作業期間は仕様書の内容を厳守すること

(特約条項)

第27条 談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

甲 分任契約担当
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 印

乙 印

産業廃棄物処分委託契約書（案）

収入印紙

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は、

甲の事業所〔排出事業者：分任物品管理官（以下「丙」という。）〕から排出される産業廃棄物の処分に関して、次のとおり契約を締結する。

（法の順守）

第1条 甲乙及び丙は、処理業務の遂行にあたって産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条 当該委託業務における廃棄物の中間処理の方法は、下表1のとおりであり乙はこの処理能力を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しを甲に提出する。

表1 中間処分に関する処理方法及び処理能力

事業場の名称	
所在地	許可証のとおり
処分方法	許可証のとおり
施設の処理能力	許可証のとおり
許可番号	第 号

2 廃棄物の同条第1項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

事業場の名称	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
許可番号	第 号

3 乙は、同条第1項に指定する事業場以外では、甲から委託された廃棄物の処分のための保管を行わない。この事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、廃棄物の搬出の都度、甲から示される履行期限内に確実に処分できる範囲で行う。

（委託する産業廃棄物の種類及び数量）

第3条 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び金額は、下表2のとおりとする。

表2 委託する産業廃棄物の種類及び金額

処分金額は下表の金額に含まれるものとする。

件名	産業廃棄物（廃油入廃ドラム缶）収集運搬処分役務
種類	仕様書のとおり
規格	仕様書のとおり
金額（税込）	

2 委託料の支払は、甲の指定収集運搬業者であり、乙の代理店で、甲に代わり乙に支払うものとする。

（処分の場所、方法及び処理能力）

第4条 乙は、甲から委託された第3条の産業廃棄物を下表3のとおり処分する。

表3 処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称	
所在地	許可証のとおり
処分の方法	許可証のとおり
施設の処理能力	許可証のとおり

(適正処理に必要な情報の提供)

第5条 適正処理に必要な情報の提供

- 1 丙は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - (1) 産業廃棄物の発生工程
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (4) 混合等により生ずる支障
 - (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する注意事項
 - (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - (7) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
 - (8) その他取扱いの注意事項
- 2 丙は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて適正処理に必要な情報を乙に提供する。
- 3 丙は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は、産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 4 丙は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。
- 5 丙は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を丙に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

(甲乙丙の責任範囲)

- 第6条 乙は、丙から委託された産業廃棄物を、その処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - 3 乙が第1項の業務の過程において、事故が生じた場合については、事故の原因が甲丙の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負担する。
 - 4 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲丙の指図又は甲丙の委託の仕方（丙の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
 - 5 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲丙の指図又は甲丙の委託の仕方（丙委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。
 - 6 上記によりがたい責任範囲において、損害が発生した場合は、法令等に基づきそれぞれ協議の上処理する。

(再委託の禁止)

- 第7条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第8条 乙は、この本契約上の義務を他人に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

- 第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、最終処分業務については、マニフェストE票の提出をもって業務の終了報告に代えることができる。

(甲丙の義務)

- 第10条 丙は、処理を委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。万一混入したため委託を受けた業務に重大な支障を生じ、または生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。その際、乙に損害が生じたときは、甲はその賠償の責を負う。

(乙の義務)

- 第11条 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に産業廃棄物の処理業務を履行するものとする。

2 乙は、処理完了後直ちにマニフェストを甲に返送するものとする。

(業務の一時停止)

第12条 乙は、丙から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲丙に当該事由の内容及び、甲丙における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲丙はその間は、新たな処理の委託は行わないものとする。

2 甲丙は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な処置を講ずるものとする。

(契約の変更)

第13条 甲は、産業廃棄物の処分業務が完了されるまでの間において必要がある場合は、履行期間、履行場所、数量、仕様書の内容、その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更によりこの契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

3 前項の協議は、乙がその都度直ちに見積書及び理由書等を添え、書面により甲に通知したうえで行うものとする。

(甲の解除権)

第14条 天災地変その他乙の責めに帰し難い理由により乙が役務終了前に契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときは甲はこの契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

2 甲は甲の都合により必要がある場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第15条 乙は甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除措置)

第16条 契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その際の未処理産業廃棄物についての処分業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上で、許可を有する他の業者に乙の費用をもって行わせなければならない。

(2) 甲丙の責めに帰すべき理由により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の業務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理産業廃棄物を、甲丙自ら甲丙方に運搬し、若しくは甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることがを要求し、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(損害賠償)

第17条 乙が業務遂行上の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは直ちに甲に届出るとともに、損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 甲乙丙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。当該秘密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲乙丙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(履行期間)

第20条 この契約の履行期間は、 から までとする。

(特約条項)

第21条 談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

甲 分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 印

乙 印

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物（廃油入廃ドラム缶）収集運搬処分業務	仕様書のとおり	式	1		
内訳金額の詳細が確認できる書類の提出をお願いいたします。 (以下の空欄にご記入いただく方法でもかまいません。)					
	以下余白				
納入(履行)場 所	陸上自衛隊豊川駐屯地	納 期 (履行期限)	令和8年3月31日		
契約保証金	(免 除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊豊川駐屯地

第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者

連絡先

市場価格調査書

【陸上自衛隊豊川駐屯地】

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。各項目に記入の上、令和8年2月24日(火)17時までに
FAX(0533-84-7850)により送信をお願い致します。陸上自衛隊豊川駐屯地 会計隊 契約班 担当:田中

※市場価格とは

市場の中での取引価格であり、入札(見積)する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官 陸上自衛隊豊川駐屯地

第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

納地: 陸上自衛隊豊川駐屯地

納期: 令和8年3月31日

住 所

会 社 名

代表者名

担当者

連絡先

¥

(各金額には消費税を含まない)

(単位:円)

No.	品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	産業廃棄物(廃油入廃ドラム缶)収集運搬処分役務	仕様書のとおり	式	1			
2	内訳金額の詳細が確認できる書類の提出をお願いいたします。 (以下の空欄にご記入いただく方法でもかまいません。)						
3		以下余白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
合 計							